

2 外国人材の高度な日本語習得や仕事に必要なスキル習得等の支援 [外国人材受入企業が対象]	
補助対象者	県内に事業所を有する中小企業 ※「みなし大企業」「登録支援機関」は除く。
補助対象事業	① 外国人労働者の高度な日本語の習得を目的とした取組み。 ② 外国人労働者を対象とした業務上必要な知識・技能等の習得を目的とした取組み。 ※対象となる外国人労働者は以下のいずれにも該当すること。 ・ 補助対象者が直接雇用していること ・ 県内の事業所で就業していること
補助対象経費	・ 謝金 講師等謝金 ・ 旅費 講師旅費、講習受講者の旅費 ・ 事業経費 日本語学校等の入学料・授業料、教材費 資料印刷費、消耗品費、会場使用料 マニュアル等作成費 ・ その他知事が必要と認める経費
補助率・上限額	・ 補助率 2分の1以内 ・ 上限額 50万円

<手続きの流れ>

